

慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の会員及びその配偶者の慶弔、災害並びに会員の負傷や病気に際し支給する慶弔見舞金の支給の基準・手続きなどを定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の会員及びその配偶者について適用するものとする。ただし、会費滞納者についてはこれを適用しない。

(種類)

第3条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 祝金
- (2) 弔慰金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 災害見舞金

(手続き)

第4条 会員及びその代理の方がこの規程の定めるところにより慶弔見舞金の支給を受けようとするときは、厚生部長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出に関し、厚生部長が確認のため必要と認めたときは、事実を証明する書類などの提出を求めることができる。

(祝金)

第5条 会員が勲章・褒章を受章した場合は、祝金として1万円を支給する。

(弔慰金)

第6条 会員が死亡した場合は、遺族に対して1万円を支給するとともに生花一基を供えるものとする。

- 2 会員の配偶者が死亡した場合は、会員に対して5千円を支給する。

(傷病見舞金)

第7条 会員が負傷または病気により、医師の診断によって1ヶ月超の入院をする場合は、5千円を支給する。

(災害見舞金)

第8条 会員の事務所または自宅が自然災害にあった場合は、5千円を支給する。ここにいう自然災害とは半壊・半焼・床上浸水以上の災害をいう。

(その他)

第9条 その他この規程に定めのない事項が発生した場合には、その都度理事会で協議するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正にあたっては、総会の決議を経て行う。

(施行期日)

第11条 この規程は、2020年8月23日から実施する。

(昭和49年7月28日 制定)

(令和2年8月23日 改正)